

令和5年5月伊賀南部環境衛生組合議会第216回臨時会会議録

令和5年5月31日（水曜日）

議 事 日 程

令和5年5月31日（水曜日）午後2時30分 開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 副議長の選挙
- 第 7 諸般の報告
- 第 8 議案第5号 和解について  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 第 9 議案第6号 監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 第10 議案第7号 監査委員（議員選出）の選任につき同意を求めることについて  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

出席議員

柏 元三 川上 善幸 常俊 朋子 永岡 禎 中谷 一彦  
福岡 正康 細矢 一宏 三原 淳子 百上 真奈 吉住 美智子

説明のため出席した者

管理者	北川 裕之	副管理者	岡本 栄
副管理者	中村 岳彦	事務局長	日置 光昭
総務担当参事	吉岡 恵子	総務担当参事	上島 邦彦
総務担当参事	瀧口 嘉之	総務担当参事	南 一朗
総務室長	岡田 隆之	業務室長	高野 香二

事務局職員出席者

書記長 及川 修子 書記次長 川本 千佳  
書記 西川 忠孝 書記 石垣 聡

午後 2 時 35 分開議

書記長（及川修子） 失礼いたします。

始めに、本臨時会は、議長及び副議長が欠員となっていることから、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の中で柏元三議員が年長の議員でありますのでご紹介申し上げます。

柏元三議員、議長席にお着きくださいますようお願いいたします。

（臨時議長柏元三議長席に着く）

臨時議長（柏元三） ただいまから令和 5 年 5 月伊賀南部環境衛生組合議会第216回臨時会を開会いたします。

地方自治法第107条の規定により、年長議員の私が臨時議長として職務を執行いたします。ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

最初に、議員の異動についてご報告いたします。

名張市議会の役員改選に伴い、名張市議会において組合議員の選挙が執行されました結果、柏元三、常俊朋子議員、細矢一宏議員、三原淳子議員、吉住美智子議員、永岡禎議員が当選されました。

また、伊賀市議会の役員改選に伴い、伊賀市議会において組合議員の選挙が執行されました結果、川上善幸議員、福岡正康議員、百上真奈議員、中谷一彦議員が当選されました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定

臨時議長（柏元三） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席いただいております議席といたします。

日程第2 議長選挙

臨時議長（柏元三） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（柏元三） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、臨時議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（柏元三） ご異議なしと認めます。よって臨時議長において指名することに決しました。

議長に細矢一宏議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました細矢一宏議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（柏元三） ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました細矢一宏議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました細矢一宏議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました細矢一宏議員から発言を求められておりますので、この際これを許可します。

細矢一宏議員。

（議長細矢一宏登壇）

議長（細矢一宏） 改めましてこんにちは。

ただいま皆様のご承認を得て議長の任を拝しました。伊賀南部環境衛生組合議会、この先、2市でごみ処理、また廃棄物、そういったものの事業についてしっかりと決めていかなければならない。そしてまた、先を見通して、できる限り両市の市民の皆さんの負担を減らしながら事業を行っていく。そういったことで、皆様には本当に様々ご意

見をいただきながらともに事業を進めていきたいと考えております。どうかこれからよろしくお願いいたします。

臨時議長（柏元三） 以上をもちまして臨時議長の職務を全て終了いたしました。

細矢一宏議長、議長席にお着き願います。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 41 分休憩

（臨時議長柏元三退席）

午後 2 時 42 分再開

（議長細矢一宏議長席に着く）

議長（細矢一宏） 会議を再開いたします。

~~~~~

### 日程第 3 議席の指定

議長（細矢一宏） 日程第 3、議席の指定を行います。

今回の議員の異動に伴う議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議長において、お手元に配付の伊賀南部環境衛生組合議会議席表のとおり指定をいたします。

~~~~~

### 日程第 4 会議録署名議員の指名

議長（細矢一宏） 日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 93 条の規定により、常俊朋子議員、福岡正康議員を指名いたします。

~~~~~

### 日程第 5 会期の決定

議長（細矢一宏） 日程第 5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決しました。

~~~~~

### 日程第 6 副議長の選挙

議長（細矢一宏） 日程第6、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

副議長に川上善幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました川上善幸議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました川上善幸議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました川上善幸議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました川上善幸議員から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

川上善幸議員。

（議員川上善幸登壇）

副議長（川上善幸） 改めましてこんにちは。

ただいま当組合議会に選任していただきました川上善幸でございます。私は、これまで3年間、当組合議会の議員として務めてまいりました。その間、様々な課題がございました。今年一年間は、議長を補佐して私の職務を全うしていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

~~~~~

日程第7 諸般の報告

議長（細矢一宏） 日程第7、諸般の報告をいたします。

監査委員から令和5年1月、2月及び3月に執行した例月出納検査結果の報告を受けました。報告書は、お手元に配付の諸般の報告、例月出納検査結果報告のとおりであります。

日程第8 議案第5号 和解について

議長（細矢一宏） 日程第8、議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者北川裕之登壇）

管理者（北川裕之） ただいま上程されました議案第5号、和解につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

指定ごみ袋製造管理業務委託において、指定ごみ袋の製造遅延が発生したことにより、令和4年9月26日から同年10月28日までの間、本組合が行った指定ごみ袋の臨時措置に要した費用に係る損害賠償について、相手方の負担を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により和解しようとするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（細矢一宏） これより質疑を行います。

なお、質疑の時間は答弁を含め20分までといたします。

三原淳子議員。

議員（三原淳子） 確認をいたしたいと思います。今回、和解ということでもありますけれども、この和解は96条1項の和解ということでもありますけれども、まず、いわゆる遅延に基づいた臨時措置分161万8,192円、この実費分を損害賠償として求めたのは、相手方との契約のどの条項に基づき実費分だけを求めたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、この合意文書の4番目なんですけれども、本合意は伊賀南部環境衛生組合議会において、承認決議を停止条件として効力を発するとしております。ここについても、何に基づきこの伊賀南部の議決を停止しての効力を発することになるのか、何に基づいてなのかを両方とも教えていただきたいと思います。

議長（細矢一宏） 事務局長。

事務局長（日置光昭） まず、実費分としたことというご質問がございました。そして、根拠ですが、まず和解を行うということの必要性の考え方なんです。現在、組合では相手方のG-Placeと当然、委託契約を結んでおります。委託契約を結んでいる中の第4項に、指定ごみ袋の製造業務というところのウの項目で、常に在庫を把握して、そして品切れ状態を起こさないようにという特記事項、これは当然でございます、定めております。このことについて、今回の遅延状況についてどういうふうに考えるのか、また引き続きこのG-Placeと契約行為を継続するのかなどのことにつきまして、一旦はこの事案をやはり解決する必要があると組合では考えております。そして、その解決をするということに対しまして、今回、和解の合意を求めるために、相手、G-Placeと協議を行ったというところでございます。だから、起点となるのは、今この契約事項の中での、この行為に対してどのような判断をしていくかということ、解決する必要があるという考えの中で和解をしようと考えたことでございます。

そして、結果的に実費になった理由は何かという、第2の質問でございますが、今回の和解に至った経緯では、我々、G-Placeでの納品遅れ、欠品などは、過去の契約時には存在しなかったということ、そして今回の事案が、新型コロナウイルスの影響による欠品であるということ、そして最後には、新たに茨城の工場で生産拠点を追加しております。その後、健全なごみ袋の供給が可能であるということなどを考慮いたしまして、今回につきましては、実費での、この部分についての費用を求めるということで、これはG-Placeとの協議の中でのことですが、結論に至りました。

また、補足をしますと、今回の決定の中では、総務省、自治省、行政局行政課長や中小企業庁長官から、令和2年3月3日に文書にて通達がありまして、新型コロナウイルスによる感染症で影響を受けている企業等につきまして、工期や納期の見直し、適切な対応を講じること、また国などの官公需の発注においては、中小企業に対しては特段の配慮を取ってくださいという要請文書も我々に届いておりますので、そのようなものを総合的に判断して、実費の部分について支払っていただいて、今回の和解について合意したというところでございます。これが一つ。

そして、停止条項につきましては、これは合意ですので、やはり今回のこのような形で議会の議決をもってこの合意に対して執行しようということで停止条項を設けております。ですので、議決があって初めて、今回のこの合意は正式なものになるということ

ろでございます。

以上です。

議長（細矢一宏） 三原淳子議員。

議員（三原淳子） 契約内容に、常に在庫を用意するようにとあったにもかかわらず欠品が起きましたが、そのことについては問わずなぜ実費だったのかが疑問でありました。その理由は今説明していただきましたので理解いたしました。

このごみ袋の在り方は、全員協議会でも提案をいたしましたけれども、やはり市民の負担を軽減すること、そして環境にも配慮していくということも大事だと思います。ごみを減らすことも大事でありますけれども、このごみ袋の在り方についても環境への配慮が要ると思います。

今、有料指定ごみ袋は、環境に優しい素材ではありますが、それを作るのに、またこの市内に運んでくるのにエネルギーを使う、CO<sub>2</sub>を排出する、そういったこともありますので、様々な観点から考えて市民負担を減らす、環境に配慮する、そしてごみを減らしていく、この多方面からごみ袋の在り方もこれを機会に考えていただきたいと思えます。

そして、4番の項目、合意については理解をいたしましたので、以上で質問は終わります。

以上です。

議長（細矢一宏） ほかに質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（細矢一宏） ありがとうございます。起立全員であります。よって議案第5号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第9 議案第6号 監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

議長（細矢一宏） 日程第9、議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者北川裕之登壇）

管理者（北川裕之） ただいま上程されました議案第6号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、識見を有する者のうちから選任され、監査委員をお務めいただいております菅生治郎氏が、本年3月31日の任期満了に伴い退任されましたので、その後任として竹内禎高氏に監査委員をお願いいたしたく、組合規約第12条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご承知のとおり、現在、竹内氏は、名張市監査委員を務められており、地方行政に豊富な経験と深い見識を有し、まさに監査委員として適任者であると考え次第であります。何とぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（細矢一宏） これより質疑を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） 質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（細矢一宏） ありがとうございます。起立全員であります。よって議案第6号は、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~  
（議員福岡正康退場）

日程第10 議案第7号 監査委員（議員選出）の選任につき同意を求めることについて  
議長（細矢一宏） 日程第10、議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者北川裕之登壇）

管理者（北川裕之） ただいま上程されました議案第7号、監査委員の選任につき同意を  
求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、議員のうちから選任され監査委員をお務めいただいております宮崎栄樹  
氏が、本年4月17日付で当組合議員を辞職されましたので、その後任として福岡正康氏  
に監査委員をお願いいたしたく、組合規約第12条第2項の規定により議会の同意を求め  
るものであります。

ご承知のとおり、福岡氏は、地方行政に豊富な経験と深い見識を有し、まさに監査委  
員として適任者であると考え次第であります。何とぞよろしくご同意賜りますようお  
願い申し上げます。提案理由のご説明といたします。

議長（細矢一宏） これより質疑を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） 質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたしま  
す。

これより討論を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに  
賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（細矢一宏） ありがとうございます。起立全員であります。よって議案第7号は、  
原案のとおり同意することに決しました。

（議員福岡正康入場）

~~~~~  
議長（細矢一宏） 以上をもちまして本組合議会臨時会に付議されました事件は全て終了  
いたしました。

これをもって、令和5年5月伊賀南部環境衛生組合議会第216回臨時会を閉会いたします。

午後2時59分閉会



議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

臨時議長

議 長

議 員

議 員